

屋内運動場新築事業 昭和51年度完成〔県立岩瀬農業高等学校〕

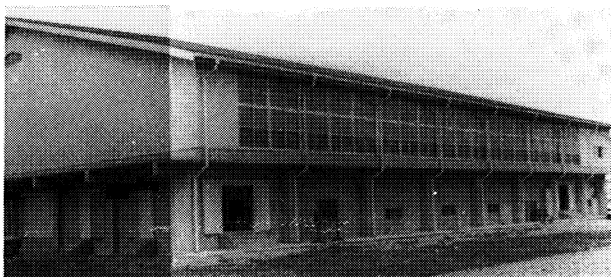
表5 屋内運動場年次別施設整備実施状況 単位：㎡

区分 年度	新 増 築				
	学校数	R	S	W	計
47	2	-	2,395	-	2,395
48	2	-	1,855	-	1,855
49	2	-	1,858	-	1,858
50	-	-	-	-	-
51	-	-	-	-	-

(注) 各年度区分の面積はそれぞれ前年度4月1日より当該年度3月31日まで実施した面積である。

表6 柔剣道場、水泳プール年次別整備状況

区分	年度	47	48	49	50	51
柔剣道場		10校	10校	7校	2校	2校
水泳プール		5	2	0	0	0



柔剣道場新築事業 昭和51年度完成〔県立双葉農業高等学校〕

表7 防火施設、暖房施設年次別整備状況

区分	年度	47	48	49	50	51
防火施設		3校	4校	5校	5校	5校
暖房施設		4	5	5	0	0

(3) 柔剣道場・水泳プール
柔剣道場、水泳プール年次別整備状況は表6のとおりである。
・柔剣道場整備状況について
未設置解消を図るため、年次計画により整備を実施（一枚当たり基準面積鉄骨造三百五十平方メートル）している。
整備計画校は本校六十九校（併置校三校、女子校十三校除く）分校十一校計八十校で、うち整備校五十三校（六六％）、未整備校二十七校（三三％）の状況である。

・水泳プール整備状況について
未設置解消を図るため、年次計画に

もつぎ整備を実施（一枚七コース、二十五メートル）している。
整備校は、本校八十二校（併置校三校除く）分校十一校計九十三校、うち整備校五十四校（五八％）未整備校三十九校（四二％）の現況である。

三、県立高等学校防火、暖房施設整備状況

(1) 防火施設整備について
防火施設、暖房施設年次別整備状況は表7のとおりである。
昭和四十四年消防法施行令（政令第十八号）の一部改正に伴い、自動火災

報知設備及び非常警報設備には、非常電線装置を附置することになった。（自動火災報知設備については、昭和四十四年以前に建築され、また建築中、増築中のものについては旧法が適用されるので附置の義務がない。）自動火災報知設備については、五百平方メートル以上で、非常警報設備は五十人以上、さらに放送設備については八百人以上が対象校とされ、放送設備を最優先に整備を実施している。

なお、整備計画校は五十四校で整備校二十二校（四一％）で未整備校三十二校（五九％）の現況である。
(2) 暖房施設の整備について
昭和四十五年以前に改築完了校昭和四十五年以降の改築校は蒸気暖房設備である。で寒冷地校を対象（鉄骨木造除く）とするものであり、さらに危険物の規則に関する、政令第九号による鉄筋造に、暖房施設の整備（鉄骨木造除く）を行っているものである。

なお、整備計画校は二十九校で整備校十四校（四八％）、未整備校（五二％）である。

四、県立高等学校その他施設整備状況

(1) 和室（茶道、華道）
女子生徒に情操教育を行うことを目的とする、施設の整備であり未設置解消を図るため、年次計画により実施（一枚当たり基準面積木造百三十五平方メートル）しているもので、昭和四十七